

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、厚生年金保険適用事業所の退職を契機にA市役所において自身の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料として2万2,000円ぐらいの金額を遡及納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、その母も申立期間を含む昭和43年11月から51年1月までの期間において国民年金に任意加入し、当該期間の保険料を全て納付しているなど、申立人及びその家族の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所作成の国民年金番号払出表により、第2回特例納付実施期間中の昭和49年1月29日に払い出されたことが確認でき、A市役所が同年6月に発行した広報紙には特例納付に関する記事が掲載されていること、及び申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致することを考慮すると、納付意識の高い申立人が当該広報紙の記事を契機として申立期間の保険料を特例納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年3月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

夫が個人事業を開業し、個人事業の協同組合に所属する際、当該組合から国民年金に加入するように指示されたので、夫と自身の国民年金の加入手続をA県B区C出張所において行った。

また、後日送付された納付書により、申立期間の夫婦二人分の保険料を遡及納付したと記憶している。

このため、申立期間の保険料が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間②の直後から満60歳までの国民年金加入期間において、申立人の平成11年5月から12年7月までの申請免除期間を除き保険料を全て納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、夫婦連番で昭和50年11月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料を特例納付により納付し、申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であった。事実、申立人の夫は、オンライン記録及びA県作成の年度別納付状況リストにより、申立期間①の保険料を特例納付により納付し、申立期間②を含む48年9月から50年3月までの保険料を過

年度納付していることが確認できる（なお、昭和 48 年 9 月分の保険料は、厚生年金保険との重複加入のため平成 5 年 2 月に還付されたことがオンライン記録により確認できる。）。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付していることを考慮すると、申立期間①及び②に係る納付書が申立人に対して送付された可能性は否定できない。

加えて、申立人の友人は、「当時、申立人から国民年金保険料を夫婦二人分遡って納めてきたが、その額は結構大金で大変であったと聞いたことがある。」と証言している上、申立人から聴取した当時の収入の状況等を考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年2月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

A共済組合に加入する直前の申立期間の保険料は、集金に来られた方に納めていたはずであり、申立期間について国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無い。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付したとしているものの、集金人の氏名、集金の頻度及び時間帯並びに国民年金保険料額などの記憶が曖昧であり、申立人の説明からは、申立期間前から申立期間を通じて保険料納付が継続していたとの心証を得るには至らなかった。

また、国民年金被保険者台帳（紙台帳）には、申立人が昭和48年4月1日に資格喪失した記録が確認でき、その経緯は不明であるものの、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年1月までの期間及び59年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年1月まで
② 昭和59年2月から同年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①の保険料が未納、申立期間②が未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①の納付事実及び申立期間②の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①は、A県の専門学校に在籍しており、保険料は実家の父が納付してくれたはずである。申立期間②は、婚姻と同時にB県のC町に転居し、私が同町役場において国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付した。

このため、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付に関与していない上、当該期間の保険料を納付したとするその父は、口座振替により保険料を納付したとしているものの、D市役所は、「E町（当時）が国民年金保険料の口座振替を開始した時期は昭和63年度からである。」と回答していることから、保険料納付の記憶が曖昧である。

また、申立人は、戸籍の附票により、昭和56年9月にA県F市に住民登録したことが確認できるところ、D市役所は、「E町は、昭和62年度以前は納付書方式を採用しており、納付書を毎月発行していた。」と回答していることから、F市に住民登録した直後の申立期間①については、E町役場（現在は、D市役所E町事務所）から納付書が発行されず、保険料を納付するこ

とができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、F市に転居した後、同市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した記憶が無いとしている。

加えて、申立期間①の保険料について社会保険事務所（当時）から過年度納付書が発行された可能性は否定できないものの、申立人及びその父は、遡及納付した記憶は無いとしている。

- 2 申立期間②について、申立人は、婚姻を契機としてB県C町に転居した際、同町役場において国民年金の任意加入手続を行い、当該期間の保険料を納付したとしているものの、戸籍の附票により、申立人が同町に住民登録したのは昭和59年3月であることが確認でき、申立期間②のうち住民登録前の同年2月の保険料については、C町役場から納付書が発行されない。

また、申立人の所持する年金手帳には、任意加入被保険者の資格取得日が昭和59年4月1日と記載されており、申立期間②は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であることから、制度上、保険料を遡及納付することができない。

- 3 氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から同年8月までの期間及び61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から同年8月まで
② 昭和61年10月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①及び②については、厚生年金保険の適用事業所を退職してすぐに自身がA市役所（現在は、B市C区役所）において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である上、A市役所作成の被保険者名簿においても当該期間の保険料は未納とされている。

また、申立人の妻については、申立期間①に係る任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続が行われていないこと、及び申立期間②に係る第三号被保険者から第一号被保険者への種別変更手続が適切に行われていないこと（当該種別変更は、平成5年3月の時点で遡及して行われたことがオンライン記録により確認できる。）を考慮すると、申立人が申立期間①及び②について国民年金の加入手続を行い、かつ、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除され、かつ、追納されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間を含む平成3年8月から13年12月までの期間は、免除申請を行い、保険料納付を免除されていたはずであり、当該申請免除期間の保険料は夫が14年から16年にかけて全て追納してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を除く平成3年8月から13年12月までの期間は、オンライン記録により、保険料が申請免除とされ、かつ、当該申請免除期間に係る保険料が14年3月、15年3月及び16年3月の3回にわたり追納されたことが確認できるものの、上記オンライン記録及びA市役所作成の被保険者名簿では、申立期間の保険料は未納とされており、申立期間が申請免除期間であったことが確認できない。

また、申立人は、申請免除手続は自身が行ったとしているものの、具体的な手続の状況は覚えていないとしている上、その元夫も婚姻期間（平成5年*月から10年*月まで）において、申立期間の保険料が未納、その前後の期間が申請免除とされていることを考慮すると、申立期間の申請免除手続は行われなかったものと考えられる。

さらに、平成14年、15年及び16年の市民税県民税証明書に記載された社会保険料控除額には、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等のほか、申立期間を除く記録上の申請免除期間に対応する追納保険料の金額しか確認で

きない。

加えて、申立期間の保険料を免除され、かつ、追納したことを示す関連資料は無く、ほかに免除及び追納をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除され、かつ、追納されていたものと認めることはできない。